

後期高齢者医療  
対象者の皆さんへ

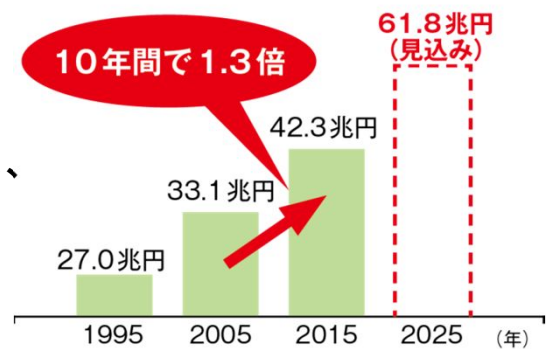
# 医療保険制度の見直し を行いました

平成29年4月から医療保険料の軽減率が変わります。

この10年間で、  
70歳以上の高齢者の数は**1.3倍**になり、  
国民医療費は**1.3倍**になりました。  
団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、  
国民医療費の総額は、  
**61.8兆円**にもなる見込みです。

皆さまが窓口でお支払いいただく医療費は、  
医療費全体のごく一部です。  
右の図のように、医療費の大半は、  
毎月納めていただく保険料や、  
税金でまかなわれています。

## 国民医療費の推移



## 医療費の財源構成

税金	7.3兆円
74歳以下の方の保険料	6.4兆円
75歳以上の方の自己負担	1.3兆円
75歳以上の方の保険料	1.2兆円

※後期高齢者医療制度の場合

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため

後期高齢者医療  
対象者の皆様へ

平成29年4月から、  
医療保険料の軽減率が  
変わりました

詳しくは裏面をご覧ください

## 後期高齢者医療対象の方の保険料は、

①年収に応じて納めていただく部分(所得割)と、

②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

平成29年4月から、対象者の方の保険料が下のようによ変わります。

### 1 所得割の額が変わる方

### 年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、  
特例的に**5割軽減**されていましたが、  
29年度は**2割軽減**になります。  
(均等割の定額部分は変わりません)



### 2 均等割の額が変わる方

### 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

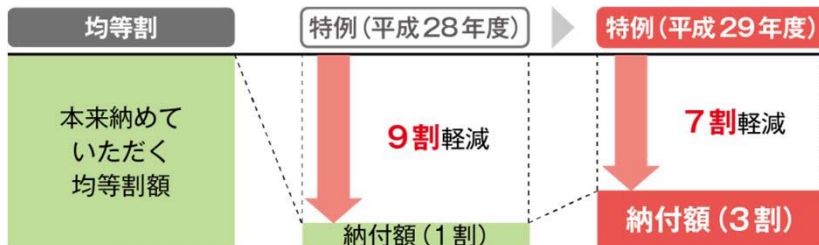
**元被扶養者とは** 後期高齢医療対象となる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

#### 特定の要件の例

単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など  
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、  
特例的に**9割軽減**されていましたが、  
平成29年度は**7割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



## 保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、  
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、  
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。  
そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、  
**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**

**引き落とし額の間違ひではありませんので、  
ご注意ください。**

#### 【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額 <b>4,530円</b>					
700円	700円	700円	830円	800円	800円
4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成29年度の保険料額 年額 <b>13,590円</b>			3,790円	3,700円	3,700円
800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問合せは  
こちらまで

- お住まいの市町の後期高齢者担当窓口又は
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合

厚生労働省 高齢者医療制度

検索



▲高額療養費の詳しい内容については、こちらからも確認できます